

特定非営利活動法人 ケア・センターやわらぎ 定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都立川市富士見町2丁目31番23号に置く。
2 前項のほか、従たる事務所を東京都国分寺市本町4丁目1番地2号エスポール花澤台1階、東京都立川市錦町2丁目6番23号小川ビル1階・2階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者や障害者の方々に対して、在宅ホームヘルプサービス事業及びデイサービス事業等に関する事業を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、本会の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、前条の活動に係る次の事業を行う。
1 特定非営利活動に係る事業
(1) 在宅ホームヘルプサービス事業
(2) 在宅看護サービス事業
(3) デイサービスセンター事業
(4) 介護人材の育成
(5) 相談援助サービス事業
(6) ピアカウンセラー事業の調査・研究・育成事業
(7) 在宅福祉サービス普及の広報活動事業
(8) 移送サービス事業
(9) テレビ電話による在宅福祉推進事業
(10) 居宅介護支援事業
(11) グループホーム事業
(12) ショートステイ事業
(13) 保育・育児関係事業
(14) 健康増進事業

- (15) 理美容事業
- (16) 保健医療福祉サービスの研究・調査・育成・養成・評価事業
- (17) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
- (18) 介護保険法に基づく地域支援事業
- (19) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (20) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (21) 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
- (22) 上記(1)～(21)に付随する機器及びソフトウェアの開発・販売事業

第3章 会 員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人および団体を正会員とする。正会員をもって、特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

2 代表理事は、前項の申込者が本会の趣旨に賛同したときは、正当な理由がない限り入会を認めることとする。

3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付けた書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が解散したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。ただし、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、この法人の定款または規定に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき

第4章 役 員

(種別および定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち、1名を代表理事、1名を常務理事とする。

(選任等)

第12条 理事は理事会で選任し、総会で承認する。

2 代表理事は、理事会において理事の互選により定める。

- 3 常務理事は、理事の中から代表理事が指名する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、総会で選任する。
- 6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統轄する。
- 2 常務理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、その職務を代行する。
 - 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行をする。
 - 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査する。
 - (2) この法人の財産及び収支決算の状況について監査する。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産について、理事に意見を述べもしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第14条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず前任者または他の現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の過半数の議決を経、総会の承認を得て、当該役員を解任することができる。ただし、この役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員報酬に関しては、理事会で定め総会で承認する。
 - 3 役員には、その職務を執行する為に要した費用を弁償する事ができる。

(職員)

- 第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散、合併等重要事項
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任、解任、報酬、職務
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（短期借入金を除く。第44条において同じ）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求があったとき
- (2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第13条第4項第4号の規定により、監事から招集があった場合

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、すくなくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 総会の議事は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、

- その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項

第6章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第13条4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第32条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第34条 理事会の議決事項は、第32条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第39条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第40条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第41条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告および決算)

第42条 この法人の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経て、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第45条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項のぞいて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第46条 この法人は次に掲げる事項により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(合併)

第47条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、朝日新聞に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第49条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事	石川	治江
理事	和田	史行
理事	石川	左門
理事	橋本	正明
理事	新石	悦子
理事	森本	佳樹
理事	糠谷	眞平
理事	安達	高之
理事	石井	正子
理事	岡田	喜篤
監事	森屋	惇
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成12年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 入会金 10000円
- (2) 年会費 10000円

- 1 第2条の規程は、平成12年2月22日より施行する。
- 2 第5条の規程は、経済企画庁の認証があった平成12年5月18日から施行する。
- 3 第5条の規程は、内閣府の認証があった平成13年2月16日から施行する。
- 4 第2条の規程は、平成14年4月1日より施行する。
- 5 第2条の規程は、平成14年9月1日より施行する。
- 6 第2条の規程は、平成15年2月22日より施行する。
- 7 第2条の規定は、平成15年6月1日より施行する。
- 8 第2条の規程は、平成16年10月14日より施行する。
- 9 第2条、第3条、第5条の規程は、平成17年5月31日より施行する。
- 10 第5条、第13条、第14条、第15条の規程は、平成19年10月12日より施行する。
- 11 第2条の規程は、平成19年12月1日より施行する。
- 12 第2条の規程は、平成21年1月1日より施行する。
- 13 第2条の規定は、平成23年4月23日より施行する。
- 14 この定款は、平成24年12月7日より施行する。
- 15 第2条の規定は、平成25年2月4日より施行する。
- 16 第5条の規程は、平成25年6月6日より施行する。
- 17 第2条、第5条、第37条の規程は、平成26年10月31日より施行する。

この定款の写しは、原本に相違ないことを証明します。

特定非営利活動法人ケア・センターやわらぎ

代表理事

石川 浩樹